

<用語の定義>

特 定 集 落

<第2条第5号>

この条例において「特定集落」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定を受けた地域（以下「農業振興地域」という。）に存し、次の各号のいずれかに該当する土地の区域及び当該地域と自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成すると認められる地域であって市長が指定するものをいう。この場合において、当該指定は、告示することにより行うものとする。

- (1) 半径150メートルの範囲内に40以上の建築物が連たんしている土地の区域
- (2) 本市の区域区分のための土地の境界から半径150メートルの範囲内に40以上の建築物が連たんしている土地の区域
- (3) 県道夏見小室線、県道千葉鎌ヶ谷松戸線、豊富・八千代線(船橋市道00-004号線をいう。)、飯山満・古和釜線(船橋市道00-013号線をいう。)の沿線の奥行き150メートルの範囲内に40以上の建築物が連たんしている土地の区域

【理 由】

都市計画法第7条政令第8条第1項第2号により、農業振興地域内における農用地については開発ができないとしているが、安易に農用地の解除申請がなされ開発可能地となり、良好な集団農地が浸食されて農業経営に支障をきたすような開発がなされている実情から、集落性のあるもの「自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成すると認められる地域」、おおむね公共整備がなされている土地の区域を限定して「特定集落」と定めた。

第4条第3号アに掲げる農業振興地域に存する土地の区域において除外区域として特定集落を設けたものである。また、社会的諸条件の変化を考慮して区域は原則として、5年に一度に見直しの検討をすることとした。